

「空飛ぶクルマ」の試験飛行等に係る法令・通達早見表

許可等名称	必要な場合（主なもの）	関係法令・通達（主なもの）
機体に関する許可	試験飛行等を行う機体は耐空証明を受けていないと考えられるため、基本的に必ず必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法第11条、規則第16条の14 ・「研究開発用航空機等の試験飛行等の許可について」（平成14年3月29日制定 国空機第1357号） ・「試験飛行等の許可について」（平成13年3月30日制定 国空機第369号）
操縦者に関する許可 （パイロットが機体に乗り組んで操縦するとき）	試験飛行等を行う機体が耐空証明を受けていないならば、操縦者も相当する技能証明を受けていないと考えられるため、基本的に必ず必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法28条、規則第51条の2 ・「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」（平成7年6月16日制定 空乗第115号） ・「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」（平成8年10月1日制定 空乗第181号） ・「ホームビルト機の航空法第28条第3項の飛行許可について」（昭和51年5月1日制定 空乗第255号） ・「自作航空機の僅かな浮上に関する航空法第28条第3項の許可に係る心身の状態に関する申請書類について」（平成27年3月30日制定 国空航第1013号）
操縦者に関する許可 （遠隔操縦、自動飛行又は自律飛行の場合）	無操縦者航空機を飛行させる場合は、必ず必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法第87条 ・「航空法第87条第1項の許可について」（令和7年10月20日制定 国空無機第261145号）
無線電話等、安全のための装置の非装備の許可	無線電話などを装備できない場合に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法第60条、規則第148条
空港等以外の場所での離着陸の許可	空港等で試験飛行等を行わない限り、基本的に必ず必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法第79条、規則第172条の2 ・場外離着陸場における離着陸の許可（航空法第79条ただし書許可）基準 ・「地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準」（平成9年9月30日制定 空航第715号）
最低安全高度以下での飛行の許可	低高度で試験飛行等を行う場合に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法第81条、規則第175条 ・最低安全高度以下の飛行の許可（航空法第81条ただし書許可）基準 ・「地方航空局における最低安全高度以下の高度の飛行に係る許可の事務処理基準」（平成29年2月13日制定 国空航第9531号）
物件投下の届出	物流や農薬散布などの用途を想定した試験飛行等において、機体から何らかの物件を投下する場合に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法第89条、規則第196条の2

注) 上記の航空法上の手続きの他に、他法令による許可等が必要な場合があります。

法：航空法（昭和27年法律第231号）、規則：航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）

「空飛ぶクルマ」の試験飛行等に係る法令・通達早見表

許可等名称	必要な場合（主なもの）	関係法令・通達（主なもの）
救急用具の装備	省令で定める航空機を飛行させる場合に必要（搭乗者のいない航空機及び一定の基準を満たす場合を除く。）	・法第62条、規則第150条 ・救急用具の装備に関する基準について（令和7年11月12日制定 国空安政第1679号・国空無機第263873号）
飛行計画の通報	場周空域を超えて飛行する場合に必要	・法第97条、規則第203条

注) 上記の航空法上の手続きの他に、他法令による許可等が必要な場合があります。
法：航空法（昭和27年法律第231号）、規則：航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）